

幕末維新时期における 地主的土地集積と地主・小作関係(Ⅱ)

丹 羽 弘

は し が き

Ⅰ 地主的土地集積(以上、第8巻第3号)

Ⅱ 小作慣行(本号)

Ⅱ 小 作 慣 行

はじめに 幕末維新时期における地主・小作関係を明らかにするために、前節でその地主的土地集積過程をみた厚見郡下佐波村青木家文書に主として依拠しながら、当時の小作慣行についてみておくこととしたい。

旧稿⁽²⁾において、当地方の「近世土地移動の時代性格」をみたまさい、地主小作関係について関説し、19世紀前半天保期頃は、質地小作からいわゆる第二次名田小作への一般的転移の過渡期とみなされ、そこでの地主的土地所有の不安定性について述べた。ここでは後述の小作慣行とも関連するので、隣村高桑村に関する史料をあげてみよう。

乍恐奉願上候口上覚

当村年々水損凶作打続、村方一同困窮仕、其上近年村方下用相嵩難澁迷惑仕候、本来御定免四ツ七ト之処、昨子(天保11)年地免九ツ九厘五毛外ニ村借利息并御用物御囲粗乍恐先納同断三分是之分壹ツ六ト五厘三毛合テ拾ヲ七ト四厘八毛ニ相成申候

誠ニ案外之高免ニ御座候、尤昨年ハ御領分一同高免之由承リ候ニ付隣村之様子聞合申候へハ、隣村とハ甚大相違ニ御座候、外村ノハ式ツ四五ト程も高免ニ御座候、尤当村ハ出作高過半ニ御座候得ハ三ト米多分有之候外ニ新田畑五ト米も又多分有之候得ハ、外村ノハ下免ニ可有之処、ケ様ニ年々下用相嵩候ゆへ、逆も小左衛門殿支配ニ而ハ村方半潰レニ相成可申と歎ケ敷奉存候、乍恐当年之御物成取調左ニ奉御覽入候

一、上田壺反ニ付御高壺石五斗小作掟壺石三斗極ニ御座候、右上田壺反ニ付十ヲ七ト四厘八毛之免掛ケ勘定仕候得ハ壺石六斗一升貳合五勺惣物成出米ニ御座候、掟米豊作ニ取立申候而茂壺石三斗ニ御座候得ハ三斗一升貳合五勺地親ノたし米仕、御年貢勘定仕候程ニ相成申候、左候故高持必至困窮仕候、猶又皆無所ニハ下用丈ケ相掛リ申候

一、上田壺反ニ付 下用九斗七合五勺

一、中田壺反ニ付 下用七斗六升五合五勺

一、下田壺反ニ付 下用六斗六升五合五勺

一、下田壺反ニ付 下用五斗四升四合五勺

右様之義ニ御座候故御年貢不足ニ相成申候、ケ様之義ニ御座候得ハ田畑加地子米一粒も無御座候、地所書入借用仕候義一切出来不申候、……（以下略）

天保十二年

丑正月

預り庄屋
青木久兵衛殿

新五兵衛 ㊤

源 助 ㊤

庄 九 郎 ㊤

七郎兵衛 ㊤

平左衛門 ㊤

三右衛門 ㊤

六 之 助 ㊤

この文書は、1841（天保12）年、年貢皆納に困った高桑村農民が新五兵衛以

下7人を願主惣代として、従来庄屋として村政を支配してきた武山小左衛門一統の不正をつき、「庄屋所下用帳御吟味被成下……只今迄年々不直ニ取掠候御年貢規定書通之勘定爲仕替、被取掠候分を以未進方上納之助成ニ相成候様」にと、預り庄屋下佐波村青木久兵衛を介して領主へ歎願におよんだ一節である。

上田1反につき高1石5斗,小作掟(契約小作料)1石3斗極めである。本免下用共の惣物成は、石高の⁽³⁾1.0748であるから1石6斗1升2合5勺となる。したがって地主は、全く減免せず契約通りの小作掟を徴収したとしても、3斗1升2合5勺を「たし米」して年貢勘定しなければならない。なお収穫「皆無所」にも下用だけはかけられるので、「田畑加地子米一粒も無」い状態であると述べている。領主への歎願文であるという性格を考慮すべきことはいうまでもなく、また後述するように、当時の契約小作料額は本畝(台帳面積)ではなく有畝(実際の面積=掟畝)によってきめられており、石高を上廻っているのが一般的である。したがって歎願書に示される計算どおりではないとしても、この時期の地主的土地所有の不安定性を認めることができるであろう。

19世紀後期に入り、開港後の原蓄過程のなかで文久～慶応期頃には第二次名田小作の一般的展開をみる。明治期本格的な原蓄過程の進展とともに、地租改正を画期としてその後20～30年代に、わが国寄生地主制は日本資本主義に不可欠の、かつ従属的ウクラードとして組みこまれることによって成立する。こうした地主制形成過程における構造的変化の解明を問題意識とし、以下当該地域の小作慣行についてみていくこととする。

なお本論集第8巻第3号に記した「見出し」を都合により変更し、そこで意図した小作騒動・地主経営・小作人の存在形態などについての分析は、別稿に譲ることとしたので、ここでおことわりしておきたい。

明治18年小作慣行調査 小作慣行に関する全国的調査は、農商務省が小作条例案起草の参考として、明治18年各府県に照会して行なったものが最初である。したがってそれは明治前期小作慣行の状況を総括的に把握し得るものである。ここに岐阜県および郡別の小作慣行の概要を表示した(第1表)。地主

第1表 明治18年小作慣行の概要

郡名	小作の種類	小作の期間	小作米金の割合	小作証書の有無
厚見	主に名田小作, 稀に入小作・ 受負小作・永小作	不定(大凡3~5年を一期と す, あるいは期限を定めず地 主の都合で貸す)	通常地主6分小作4分	(証書書式一定せず)
各務	名田小作・入小作・永小作・ 受負小作	不定(大凡1~5年を一期とす, あるいは期限を定めず地主の 都合で貸す)	概ね地主5分小作5分	概して小作証書なし
方県	専ら名田小作, 他に入小作・ 受負小作・永小作	不定(大凡5年を一期とす, 中には毎年3月便宜約定する あり)	地主6分小作4分(水田)	(証書書式一定せず)
羽栗	直小作・別小作・永小作・名 田小作・入小作	無し	地主6~8分小作2~4分	概して証書を徴するもの無き に近し
中嶋	同上	同上	地主7~7分5厘小作2分5 厘~3分	同上
海西 下石津	名田小作・永小作・入小作 ・別小作	大概は期限を約定せず地主入 用のとき小作人に数か月前に 通示し返地せしむ	概ね地主7分小作3分	概して小作証書なし
多芸	7,8割は名田小作, 他に入 小作・別小作	凡そ5年を目的とするも特に 定めず, 地主に於て不都合な しと認めたときは幾年間も最 初の約を継続する	凡そ地主7分4厘小作2分6 厘	多くは口約に止まり, 小作証 書の法未だ一般に行われず
上石津	一般に名田小作, 次に入小作 (僅々), 次に永小作	永小作の外別段期限を約定せ ず	凡そ地主3小作3	小作証書は未だ行われず
不破	名田小作最も多し, 他に直小 作・別小作・永小作・入小作	1,2割は5か年期, 他は無期 限, 正当の理由なく淀米減額 を申立て, 又は不納するもの は土地を引揚げる	地主6分小作4分	従来小作証書をとりぬ習慣だ ったが自今地主の2割が小作 証書をとっている
安八	名田小作	3~5年	凡そ地主3小作3	(証書書式一定せず)
大野 池田	名田小作最も多し, 次に入 小作, 永小作は甚だ稀	1,2割が期限を定む(大凡3 ~5年)	地主7分2厘小作2分8厘	(同上)

本 巢	名田小作・入小作・屋守小作	概して5か年を1期とす	凡そ地主6分小作4分	(同 上)
席 田	名田小作・入小作	同 上	同 上	(書式概ね一定)
山 県	名田小作(5割), 永小作(2割), 受負小作(2割), 残り直小作・入小作	受負小作は概して5か年, 他の小作は殆ど口頭で約束するのみ	同 上	(同 上)
武 儀	名田小作・永小作(他に神淵村に刈分小作あり)	不定(上麻生村は1か年と定め毎年定約証書を改む)	里方地主5分小作5分 山方地主6分小作4分	上麻生・下有知村等は証書を受取る慣行
郡 上	名田小作・永小作, 他に僅かに受負小作・家守小作・別小作・入小作	期限を定めず, 近頃往々定む(多くは5年)るにいたる	地主5分, 小作5分(刈分けをなすもあり)	多くは口約, 近頃漸く証書を取るもの増加
加 茂	名田小作・永小作・入小作	永小作は期限の定めなし, 名田小作・入小作は3~5年	地主4~7分平均6分, 小作平均4分(田)	(証書書式一定せず, 文案は地主が起案)
可 児	名田小作(8割), 入小作(1割5分), 受負小作(2分), 永小作・別小作・直小作(1分)	3~5年, しかし小作米納付を怠らねば数十年に及ぶものもあり	普通地主6分小作4分	専ら口約, 地券発行後証書を取るものあり(しかし大地主中の2, 3割)
土 岐	名田小作	不定(2~5年, または10年, 無期限あり)	田地主6分小作4分	過半は口約(改租後証書を取るもあり)
恵 那	名田小作多し, 次に永小作・直小作, 稀に受負小作・家守小作	不定(3~5年, 15年期もあり), 期限を定めざるもあり	地主4~5分, 小作5~6分	(一定せず)
益 田	概して名田小作(小坂・川西・馬瀬村に永小作, 小坂村に受負小作あり)	概して3年または無年期(馬瀬, 朝日村辺に10年期のものあり)	地主5分小作5分(田)	近頃証書受渡しをするようになる
吉 城	多くは名田小作, 他に受負小作・家守小作	通常5年以内, 10年期, 年期を定めざるものあり	同 上	単に小作料を定めた以外結約なし。近頃古川町近傍数か村で証書漸次施行

		小作種類	小作年期			小作米金割合 (1反歩ニ付)			証書種類				
岐 阜 県	直小作・別小作・永小作 ・名田小作・入小作・家 守小作・受負小作・刈別 小作		長	短	並	上	下	地主	小作	不納ノトキ証人償弁、地 所入用ノトキハ速ニ返還 納米金ノコト、凶年ノト キ実験上減納米小作米精 選			
	納付期限		増減及処分			怠納処分			貸	否	費田ノ負担		
	田	畑	豊	凶	潰地	猶予	弁償	返還	夫食	種粃	地主	小作	
	12月、或ハ 翌年2月	7月 8月	不増	多少減	全免	証書	—	地所	—	天災又 ハ開墾 ノトキ ニ貸	概	小修繕	
	解約ノ処分		質入ノ関係			売買ノ関係			耕作法ノ制限				
	年期中	年期明	債主	地主		新地主	旧地主	植物	肥料				
	一作前ニ通 知ス	証書返還	—	—		更ニ契約ス	通知ス	畑ニ桑茶ヲ植 ユルヲ禁ス	多量ノ石 灰ヲ禁ス				

注 郡別の方は『岐阜県史』通史篇近代下、岐阜県の方は「明治十八年小作慣行調査抄」(『農地制度資料集成』第1巻)。

制形成過程にあった当時、県下の地主小作関係が極めて多様に展開していたことを知ることができる。この表を参照しながら、地主小作関係にとって、とくに重要とみなされる若干の小作慣行について検討してみよう。

小作契約の文書化と小作証書の内容 第1表によれば、地主小作関係を規定する小作証書なく、「口約」によっている郡がかなり多く存在している。『岐阜県史』(通史篇近代下 664頁)にも、以下のごとく県下の小作契約文書化についての全般的傾向を総括している。

県は、地租改正の実施を契機とし、県下の地主・小作関係の整備を意図した。明治九年一月には、県は地主にたいし一五号達をもって、年季、掬米金額などを詳記した小作証書を小作人から必ず取り置くべきことを布達し、地主・小作関係に、両者の私的契約関係としての法的体裁を具備するよう、地主層にたいし誘導を行なっている。……ところがこのような県の働きかけにもかかわらず、地租改正実施から一〇年近くを経た時点における県下の地主・小作関係は、小作証書作成によって明確化されることなく、その圧倒的な部分は、依然としてたんなる口約束によるきわめて不確定な内容のものであった。個々の地主の事例をみると、地租改正時の小作地反別の変化・小作料改訂などによって一旦小作証書作成を行ないながら、以後その更新をなさずふたたび口約束で慣行にゆだねる状態にもどってしまっているばあいが多い。

しかし本稿において主たる分析の対象とする佐波村青木家の場合、具体的にどうであったか。「書式概ね一定」している席田・山県両郡はもとより、佐波村の属する厚見郡はじめ数カ郡は「証書書式一定せず」の部類に属し、それは村により書式は異なっているとしても、小作契約の文書化がなされていたことを裏書している。地券発行、地租改正を契機として小作契約の文書化が促進されたことは、第1表(可児・土岐郡)からも推測されるが、諸文献・資料の多くは明治初年頃書面契約が増加したことを指摘している⁽⁴⁾。たとえば大正10年「岐阜県小作慣行調査」によれば、「昔時ヨリ口約束ニ依ルモノ大部分ヲ占メ居リシモ明治初年ノ頃一時書面契約増加ノ趨勢ヲ辿リ幾何モナクシテ又書面契約減少

シ近時締結セラルハ、ハ口約ヲ以テ普通トナスニ至レリ」と県下の一般的状況を述べている。旧厚見郡に属する稲葉郡内13カ村の大正元年「小作慣行調査書」から集計してみると、「書面契約」5カ村、「二三ノ地主ニ於テ用フルモノアリ」・「一部ニ行ワル」4カ村、「口約」4カ村となっていることから、県下では、地租改正期より明治20～30年代の地主制確立期にかけて、書面契約がかなり普及していた地域に属するものと考えられる。

ところで青木家に残されている下佐波村の土地移動にかんする証書類やその書留帳を検討してみると、18世紀半ば頃、質入証文に付随して請作米・年期・⁽⁵⁾ 掟米滞納時保証人による代納などを契約する簡単な直小作証書が数通存在するのみである。したがってその後地租改正期にいたるまでは口約によるものがほとんどであったと思われる。

1876（明治9）年1月、岐阜県では、地租改正を契機として県下の地主・小作関係を整備するため、つぎのごとき「本県第十五号」⁽⁶⁾を布達している。

土地ヲ人ニ貸シ小作セシムル向ハ年季其他約束セシ証書可取置ハ勿論之儀ニ候処従前当国之弊習其儀無之ヨリ往々争論ヲ醸成候儀不少其上今般地租改正ニ付掟米取調之節小作証文無之余儀ナク掟帳ニ依リ及検査候得共少分ノ地ヲ有シ候者ハ右掟帳トテモ無之調査差支候向モ有之候就テハ向後地價ニ昂低相生シ改正有之砌尚又小作米取調候儀モ可有之候間其節不都合無之様年季并掟米金員数等ヲ詳記候証書必ス取置可申此段相達候事

明治九年一月

岐阜県権令 小崎利準

すなわち本県では小作証書作製の慣習がなかったため、しばしば争論を醸し、また地租改正における掟米調査にも支障をきたした。今後地租再改正も予想されるので、地主は「年季并掟米金員数等ヲ詳記」した小作証書を小作人から必ずとりおきよう布達したものである。

青木家では、同年11月25日から12月5日までに、高桑村出作分を含めて一斉に、契約期日を同年1月（5日）とした「掟之小作定約証ヲ認……印ヲ取」⁽⁷⁾っている。これは前記県布達に直接呼応したものと見えよう。ところで青木家に

幕末維新期における地主的土地集積と地主・小作関係(Ⅱ) (丹羽)

は、証券界紙に込米、掬米納入期日、不納時の受入義務、凶作年の驗見引方、地主入用時の返地規定などを活版印刷した未記載のつぎのごとき証書が1通だけ残されている。

證

郡 村ノ内
字 番
一

此普通掬米 但壹石ニ付五升込

右ノ地所本年ヨリ 〆年間借受作付仕候處實正也就テハ前書掬米年々一月二十日限り屹度皆納可仕候萬一聊ニテモ不納仕候節ハ期限翌日ヨリ受人ハ本人同一ノ義務ヲ負擔シ速ニ皆済可仕候若凶年ニ相當リ候節ハ御驗見ノ上相當ノ御引方可被下候依之受人連署小作證券差入如件

但右地所借受中御入用之節ハ作付前御沙汰有之候得ハ何時ニテモ返地仕候事

明治 年 月 日

郡 村
小作人
郡 村
請 人

地主 殿

用紙の型や内容等から、この時期に求められたものと推定されるが、この印刷された用紙はおそらく参照されたのみで全く用いられていない。

実際に作製調印された小作証書はすべて手書のものであり、佐波・高桑両村の青木家貸付地にかかわる「受地定約證券」は101通〔証券界紙54通、岐阜県下無印紙証書用紙25通、普通野紙22通(内、有印紙8通)〕を数え、記載内容もほとんど一定している。その一例をあげておこう。

受地定約證券

四千五百三十番字村中 七畝廿八歩之内

一、田 三畝貳歩

掟米三斗六升八合 但 壹反歩ニ付
壹石二斗盛

前書之地所今般貴殿江御頼申上掟斗代取極本年一月ヨリ來明治十三年辰十二月三十日迄滿五ヶ年限ヲ以私受地仕候條確實也然上ハ自今一層農務勉強仕隣地ニ相劣不申様肥耕可仕ハ勿論別冊請地規約條例之通無違犯相守可申且又右地臨時御入用之節ハ前頭期限ニ不係何時ニ而茂無異儀速ニ返地可致爲後日差入申請地證券如件

明治九年子一月

厚見郡佐波村 請作人 青木庄五郎 ㊤

厚見郡佐波村 證人 青木 喜八 ㊤

青木久衛殿

内容としては、前に掲げた小作証書よりもはるかに簡単で、5カ年期と地主入用のさいの返地規定のみに過ぎない。しかし注目すべき点は「別冊請地規約條例之通無違犯相守可申」との一文が挿入されていることである。本村の「請地規約」は見当らないが、大正10年佐波村小作慣行調査書に、「今ヨリ数十年過去ニ於テ凡テ地主ハ連名小作証書ナルモノニ依リ小作セシメ」たとしていることから、この「連名小作証書」作成のさい準拠とした規約条例に該当するものと思われる。安八郡下諸町村では、こうした「請作規則」は当時広汎に作成されていたようである。同郡『名森村史』⁽⁸⁾によれば、すでに明治7年11月、第5大区(安八郡)11小区(氷取村外10カ村)の地主たちが集会して「田畑掟請作規則」を定めており、各村毎に田畑小作連名簿を作成し、小作人は「定約證券」を地主に提出してこの請作規則条例にしたがうことを誓約している。そこにあげている「定約證券」は、佐波村の「受地定約證券」と形式・内容ともほとんど一致しているところから、「請作規則」も同様と推測されるので、ここでは

『名森村史』に載せている例を示しておこう。

田畑掟請作規則

第一條

- 一、田畑掟斗代之儀兼而極置候通り年々納所可仕萬一凶作ニテ立毛水害等ニ相成候節ハ刈取前檢見ヲ請ケ斗代取極之上作舞可仕候事

第二條

- 一、屋敷掟斗代之儀ハ兼而取極メ置候通り豊凶ニ不拘年々納所可仕候事

第三條

- 一、凶作之節立毛檢見坪試之儀ニ付壹坪或ハ半坪タリ共通宜次第御試ニ被成有米ヲ以見積候上其年限掟米斗代之内何分之引方被成度候事

第四條

- 一、何事ニヨラズ多人數誘イ合集會等仕引方異論決而申間敷候萬一願筋有之候ハバ壹人參リ御願可申大勢寄合徒黨ケ間敷儀決而仕間敷候事

第五條

- 一、掟米勘定未進等決而仕間敷若聊未進ニ相成候節壹ヶ月金壹圓ニ付金壹錢利足相加へ御勘定可申候事

第六條

- 一、掟米計リ立之儀ハ一月一日ヨリ十日迄ニ御藏江持込米見升取之検査ヲ受御上納可仕候事

第七條

- 一、掟米升入之儀ハ四斗貳升又ハ四斗三升入ニ而計算可仕候事
附タリ込升之儀ハ從來仕來リヲ以取斗イ可申候事

第八條

- 一、米拵之儀ハ刈取候節ヨリ別段入念架干シ十日粃干三日其上粃摺米拵精製可仕候事

第九條

- 一、俵拵之儀ハ外皮新藁内皮古藁精製太ト縄金太拵へ又ハ中印俵ニ付凡ソ目

方壹貫五百目位ニ仕立候事

第拾條

一、年々相場之高卑ニ不拘正米ヲ以御納所可仕候事

右之條約ヲ以請作仕候上八年々聊違背仕間敷候無論尤御難題ヶ間敷儀ハ申立間敷候爲後證小作人連印ヲ以定約書差入置候處如件

明治七年十二月

請作人 ㊤

正副戸長御中

全 ㊤

惣地持衆御中

全 ㊤

明治9年12月作成の同郡四郷村の「請作規則」⁽⁹⁾には、その前文に
今回百事御改訂之際田畑宅地共地主一般借受證券小作人ヨリ差出候ニ付而ハ
将来之習慣今後之方法ヲ斟酌折衷篤ト協議之上更ニ規則ヲ相設ケ左ノ箇條ヲ
以テ差入置候也

と述べており、その他「但書」などで若干の修正がなされているが、基本的な内容上の相違はみられない。

主要な内容を摘記すれば、凶作年の田畑掟米は検見により減免すること（第一条）。屋敷掟米は豊凶にかかわらず減免しないこと（第二条）、検見の方法は、坪刈により有米を見積、掟米からその年限りの減免をすること（第三条）、未進には年1割2分の利息を加えること（第五条）、1俵の容量は4斗2升又は4斗3升、⁽¹⁰⁾込米は従来之慣習によること（第七条）、その他納米時の検査・精製・俵装（第六・八・九条）や集団徒党的行動の禁止（第四条）など旧幕期以来の慣行も多分にとり入れて詳細に規定している。しかもたんに地主・小作間の私的契約にとどまらず、正副戸長・総地主あてに「小作人連印ヲ以定約書差入」れるという方式をとり、個々の小作証書において、地主側が一方的に作成したこの「請地規則」条例厳守を小作人に誓約させているのである。地租改正期における「請地規則」・「受地證券」の作成には、地主層が小作人支配を強化すべく地主・小作関係を整備し、高額小作料を保証することにより地租負担を小作人側に転嫁し、また予想される小作紛争に対処しようとする地主層の意図をみるこ

とができる。

青木家にはその後各年若干通の小作証書が存在するが、これらは新たな買増し分や小作人変更のさい、とりかわされたものと思われる。また松方デフレ政策による不況期に、はじめて隣村日置江村の地所1町2反9畝4歩(地価453円76銭)を2,000円で購入しているが、明治17年5月25日付、長男富太郎あての小作証書を一齐に同村小作人より入れさせている。これら証書の形式・内容は、すべて前記「請地規約條例」厳守の方式を踏襲している。

青木家には以下に示すごとく、明治23(1890)年3月付で、従来の形式内容を一新させた手書の証書例が残されている。

借地受作証券

美濃国厚見郡佐波村之内字葦原千九百五十番

一、田壹反五畝拾八歩

此掬米貳石貳升八合 外ニ壹石ニ付込米五升

右之地所本年三月ヨリ明治二十七年十二月迄向五ケ年間借地受作候処実正也然上ハ大切ニ耕作可致ハ勿論左之條約之通聊モ違背致間敷候

一、貴殿之御承諾ナク他ニ轉貸シ又ハ地目ヲ変換シ或ハ地所之修繕ハ一切致ス間敷候事

一、他ヨリ損害ヲ受クヘキ儀有之節ハ速ニ御報知可申事

一、受作年限中タリトモ貴殿御入用ノ節ハ何時ニ而も返地可致事

一、借地又ハ返地之際現ニ其土地ニ植付有之候作物ハ相当ノ代價ヲ以テ買受又ハ売渡可申事

一、掬米ハ受作年限中豊凶ニ抱ハラス毎年翌一月三十日限皆納可致事

一、米拵并俵繩ハ入念相拵ヘ可申若シ御改ノ上粗悪ノ拵方ニ候ハハ御差図次第幾度ニテモ拵直シ可申事

一、掬米皆納候迄ハ収穫物悉皆其儘存置可申事

一、貴殿御承諾ノ上代金ヲ以相納候時ハ時ノ相場ニ壹割高ニテ期限通り皆納可致事

一、非常ノ天災ニ罷リ其地收穫掟米ヨリ不足ト認ムルトキハ取入着手前御見分ヲ請ケ貴殿ノ御目算ト拙者ノ目算ト相違致候節ハ作物ノ全部ヲ掟米トシテ御引渡可申事

但御見分前少ニテモ取入候上ハ御差図通リノ掟米ヲ相納可申事

一、前條々之外法律又ハ慣習ニヨリ受作人ニヲイテ相勤ヘキ儀ハ聊モ無異儀相勤メ可申事

一、受作年限相過候後タリトモ尚受作致シ度候間ハ此契約通聊モ違背致間敷事

右之通り堅ク相守可申若一右之契約ニ相背候ヨリ生シタル掟米其他ノ辨償ハ保証人江引受ケ毛頭貴殿へ御厄介相掛申間敷候爲後日保証人連署シ借地受作証書差上置候也

借地受作本人

佐波村百何十番戸

明治二十三年三月

何之誰 ㊤

右保証人

同村百何十番戸

何之誰 ㊤

何某殿

同年4月、青木家へ、「笹次郎（佐波村用掛り、川瀬笹次郎）方ヨリ小作証券紙式百枚」が届けられており、さらに青木家は同村地主安田「林六小作証券之用紙取ニ相見得候故七十枚相渡」⁽¹²⁾している。また後に述べるごとく、同年当村では、契約小作料の一斉上げが行なわれている。こうしたことから、契約小作料上げを契機として、上記書式による小作証券の一斉更新がこの年になされたものと推定される。村役人惣地主へ差出した「請地規約」に、小作人規制のほとんどをゆだねた従来のかかわって、小作証券自体に小作人の義務規定が詳細に明文化されるにいたっている。

主要な内容は以下のごとくである。① 地主入用時の返地規定や小作期間は

5カ年(正確には4年10ヵ月)とかわらないが、「春石ニ付込米五升」と込米規定を明確にしていること。② 地主の許可なく転貸・地目変換・地所修繕等をなさないこと。③ 借地・返地のさいは、作付中の作物について「相当ノ代價ヲ以テ買受又ハ売渡」すこと。④ 検見による減免は収穫量が掟米額より不足すると認められたときに実施し、地主・小作人の「目算」が異なるさいは作物全部を掟米として納入すること。⑤ 掟米納入期限は、豊凶に拘わらず毎年翌年1月30日とし、完納まで収穫物はすべてそのままにしておくこと。⑥ 地主の承諾の上掟米を金納するときは、「時ノ相場ニ壱割高」とすること。⑦ その他、一切の「法律又ハ慣習」に違反しないとの一条を設け、さらに掟米未進などについての保証人による弁償義務を明記していること。

前述「請地規約」でみた集団徒党的行動の禁止条項などは、以上の条文に含まれて欠如しており、また小作人連印による定約書を村方に差入れるという方式をとらなくなったことは、小作証書が地主・小作間の私的契約として整備されたものといえよう。かくて20年代における小作契約の文書化は、本源的蓄積が進行し、わが国資本主義の発展とともに、地主制が形成されて小作紛争も激化し、こうした地主・小作の階級関係の確立過程に即応して、地主・小作関係の整備を意図したものとみなされよう。⁽¹³⁾

永小作関係 第1表によれば、名田小作・直小作・別小作・入小作・家守小作・受負小作・刈分小作・永小作など多様な小作の種類をあげている。このうち名田小作(普通小作)が最も多いのは当然であるが、明治18年「小作慣行調査抄第二項小作ノ種類」の末尾に分類して示されているごとく、名田小作から刈分小作までを一括して普通小作に包含させ、永小作と二大別することができよう。ここでは小作権と関連して重要な意味をもつ永小作関係についてみておくこととしたい。

永小作権の廃止は、地租改正過程を通じて明治政府の一貫した方針であった。すなわち永小作関係にたいする政府官僚の認識は、永小作を「地主土地ヲ開墾セントキニ当リ、小作人ト約定ヲ結ヒ永小作セシムルヘキ旨ヲ以テ小作人

ニ勞力ヲ盡サシメタル」第一類甲種、いわゆる開墾永小作と、「普通小作ニシテ二十年以上ニ及ヒタル」第一類乙種、いわゆる認定永小作とに分類し、前者については地主に永小作権を買取らせるかまたは永小作人に所有権を買取らせるかの二方法、後者については無条件廃止の方針をとり、当事者双方の間で協議が整わないときは、「原主即ち外形上ノ地主ニ所有権ヲ認メ地券ヲ交付スルノ方針ヲ採」⁽¹⁵⁾ったのである。

こうして旧幕期永小作関係は急速に消滅していったのであるが、丹羽邦男氏は、その著『形成期の明治地主制』において、明治18年、大正元年、同10年の小作慣行調査の分析から、全国的にみて明治初年、認定永小作関係が、普通小作関係と明確にわかちがたく、密接に関連した形で、広汎に存在していたことを明らかにされた。そして「この永小作農民は、自らの力で小作料を低額に固定化し、永久的な耕作権を確保したのではなく、領主の地主にたいする規制、耕作農民を年貢負担者＝封建的小農民として保持する努力が、かかる永小作を形成させていった」とし、この「小作関係の永続・固定化—永小作の発生・展開は、……領主の農民支配、地主にたいする領主規制体制の継続・安定化を意味することが一般というべきであろう」と結論づけられている。幕藩体制解体期に一定度の地主的土地所有の展開を認める筆者としては、領主規制の面から一義的にみるかかるといふ見解にたいしては必ずしも同意できない。⁽¹⁶⁾

ところで岐阜県は、前記丹羽邦男氏の労作によれば、明治18年の小作慣行調査当時、広汎に永小作関係が存在していたにもかかわらず、その後急速に解体し、普通小作へ転化していったと想定される部類に入っているが、佐波村の属する厚見郡は第1表からもわかるように、明治18年当時名田小作が主で、「……入小作受負小作永小作ノ如キハ甚タ僅少」であり、すでに地租改正期以来永小作解消がかなり進んでいたことを推測させる。

青木家の「掟取米帳」・「宗門改帳」により、下佐波村小作農民の耕作する村内貸付地を1筆毎にたどってみると、1855（安政2）年小作35人が耕作する78筆中、1875（明治8）年までの21年間を連続耕作している小作地32筆、途中で

小作人が変更している小作地46筆を数えている。すなわち全筆数の41%にあたる貸付地が、同一小作人によって継続耕作されていることとなる。前項でみたごとく、青木家では、明治9年をはじめて小作証書が一斉に小作人より提出されており、それ以前はほとんど口約によっていた。名田小作(普通小作)が「廿箇年⁽¹⁷⁾以上になれば永小作に准ず⁽¹⁷⁾」る事実上の永小作(認定永小作)となるのであり、下佐波村では、こうした認定永小作が幕末維新期かなり広汎に存在していたとみなされる。後述するごとく、この時期小作人の絶えざる日常的闘争がくり返され、また幕末期普通掟米(契約小作料)の減額がもたらされていることなどから考察すれば、この認定永小作が、たとえ名田小作(普通小作)と明確には区別し難く存在していたとしても、それは一定の小作権の存在を示すものであり、地租改正を画期として、以後急速に解消していったものとみなされる。

小作料納入の形態 近世における小作料納入方式は、①「小作人が貢租・諸掛及地主への余米を振分けた場合」(「分割納付」)、②「村役人が貢租・諸掛及地主への余米を振分けた場合」(「藩倉納付」)、③「地主が貢租・諸掛を振分けて納付し、其の手に余米を残した場合」(「地主庭先納付」)の三つに大別される。そして地主・小作関係にたいする領主規制の強いのは、一般的にいて②藩倉納付、①分割納付、③地主庭先納付の順であり、③の場合が、地主的土地所有の領主規制からの自立が最も強いとみなされる。⁽¹⁸⁾

青木家には1834(天保5)年から1869(明治2)年にいたるまでの「御物成勘定帳」が残されており、この種の帳簿は加納藩領の諸村において広汎にみる⁽¹⁹⁾ことができる。旧稿において「土地保有(所有)と経営の分化」を概観したとき史料として用いたが、これは小作料を年貢とともに一旦庄屋に納付し、庄屋がそれを地主の年貢に充当し、その差額を徳米として地主へ支払った清算を記録したものである。この「御物成勘定帳」からみる限りでは、下佐波村はじめ加納藩領の諸村でおこなわれた小作料納入形態は「藩倉納付」に属するといえるであろう。しかしながら1870(明治3)～73(同6)年の青木家「掟取米勘定帳」には、①小作人より直接青木家(地主)へ納入して「皆済」されている

場合、②「村方勘定場ニ而入」る場合、③一旦納入された小作料の過不足が「村方勘定場」にて清算されている場合の三通りが記載されている。

この「村方勘定場」での精算は、文久期の「金銀出入帳」にもみられることから、さきにみた「御物成勘定帳」は最終的な帳簿上の操作であり、幕末維新时期における当村の小作料納入方式は、「落倉納付」と「地主庭先納付」とが併用されていたものと思われる。そして年とともに後者が増加していることから、地租改正過程を通じて公法的な貢租収取関係から、いわば私法的な小作料収取関係を明確に分離した「地主庭先納付」方式に統一されていったものとみなされる。

普通掟米(契約小作料) 前項において小作料の納入形態をみてきたが、地主・小作双方にとって最も重要なのは納入小作料の決定方法であろう。いうまでもなく地主は最大限の小作料収取を意図し、これに対抗して小作人は可能な限り剰余部分を手元に残そうとするであろう。かくして地主小作間の紛争は、検見による減免をめぐる行なわれ、より長期的にみれば、生産力発展にもとづく増収部分をめぐって相互に争われることとなる。

契約小作料としての掟米は、「普通掟米」と称され、小作証書や小作料収納帳簿である「田畑掟帳」などに記載されている小作料額である。この「普通掟⁽²⁰⁾米」ハ豊年ノ定掟ニシテ凶年ニハ引方可⁽²¹⁾致」掟米であるから、さきにみた「請地規約」や小作証書からもわかるように、年々の実着掟米(実納小作料)は、豊作年を除いて、検見などによる減免が行なわれるのが一般である。普通掟米は本畝(台帳面積)ではなく有畝(実有面積)=掟畝にもとづいて決定されており、したがってその額が「高の二～三倍は特に美濃平田部では珍しくなく、それが⁽²²⁾位付け(等級)の低い田畑に顕著」となっている。

第2表は、青木家の諸史料により、1831(天保2)年より1857(安政4)年までの下佐波村反当普通掟米額の変遷をみたものである。

天保～弘化期は、平均田1石2斗、畑1石、屋敷1石1斗であるが、安政4年には上・中田1石5斗、下田1石3斗、下³田1石2斗、上・中畑1石2斗、

下畑1石となっており全面的にひき上げられている。ところが後にも述べるごとく、10ヵ年「掬取穫取調帳」や各年「掬取米帳」などの諸史料から判断すると、開港後の文久～元治期頃には、反当普通掬米額は再びひき下げられて、ほぼ天保～弘化期頃の水準となり、その額は明治初年へと踏襲されている。この時期当村における普通掬米の減額の背景には、小作層による不断の掬米額引下げ運動のあったことが考えられ、普通掬米額と年々の減免による実着掬米額との差を縮小させ、貢租の固定減少傾向とあいまって、地主制形成を促進させたものと思われる。

地租改正過程を通じて、普通掬米額がいかに推移したかをみるために、青木家村内貸付地から任意に各地種位付別2筆ずつをとりあげてみたのが第3表である。この表から把握し得ることの第一は、従来普通掬米額を決定する基準とされた有畝＝掬畝が1875(明治8)年から公畝(改正面積)に変更されていること⁽²³⁾である。ただし旧来の有畝と公畝とを比較した場合、各筆によって異なるが、一般的にいってその差は僅少にとどまっており、したがって掬畝から公畝への改訂のおよぼす影響は比較的少ないと思われる。その第二は、地租改正過程を通じて普通掬米の引上げは行なわれていないということである。すなわち改正過程を通じ、反当り掬米額はほぼ上・中・下田1石2斗、下³田1石1斗、上・中・下畑1～1.1石、下³畑9斗、屋敷1石となっている⁽²⁴⁾。各筆個別的には「地価標目」による等級に照準して若干の改訂操作が行なわれたとしても、全般的にはさきにもたごとく、文久～元治期頃の普通掬米額を踏襲したものと思われる。

隣村鶉村では、明治8年「地価標目」下渡の請書で、「掬方之儀従前之通り普通(掬)ヲ以取引可仕」とし、さらに「今般小作掬米取立ノ儀……地主談示ニ及ヒ……田方壺反歩ニ付壺石五斗ヨリ壺石式斗迄、畑方同九斗八升ヨリ六斗迄……普通掬取立候様決定」⁽²⁵⁾している。この場合も普通掬米の引上げを意味せず、従来の小作料収取法を確認し報告したものと思われる。

地租改正により作成された明治9年厚見郡茜部村「地価取調台帳」によれば⁽²⁶⁾

第2表 反当普通掬米の変遷(I)

年 代	地種(筆数)	本 畝	高	有 畝	掬 米	物 成 (本免下用共)	加地子米	反当掬米	備 考
天保2(1831)	屋敷(1)	畝 6.24	石 0.816	畝 12.00	石 1.32	石	石	石 1.1	
" 11(1840)	上田(2)	11.14	1.6655	14.00	1.68			1.2	本田畑
	中田(3)	15.21	2.0367	19.00	2.28			1.2	
	下田(6)	27.04	2.9846	38.19	4.63			1.198	
	上畑(5)	17.27	2.148	42.00	4.32			1.029	
	小 計	72.06	8.8348	113.19	12.91	(0.9) 7.9513	4.9587	1.136	
	下田(5)	25.04	2.7646	33.26	3.725	(0.5) 1.3423	2.3467	1.1	玄番新田
弘化2(1845)	田			1365.00	161.8			1.2	出作り共
	畑			952.00	95.2			1	
	小 計		165.3	2317.00	257	(0.7) 115.85	143.15	1.109	
安政4(1857)	上田(40)	64.035	9.6175	92.10	13.805			1.495	青木久兵衛所持地
	中田(27)	73.17	9.5631	104.00	15.6			1.5	
	下田(34)	120.195	13.4548	185.05	24.0716			1.3	
	上畑(24)	74.145	8.938	116.15	13.98			1.2	
	中畑(5)	8.295	0.8973	13.15	1.62			1.2	
	小 計	341.24	42.4707	511.15	69.0766	(0.73) 31.003	38.0736	1.35	

上田 (35)	72.19	10.895	118.05	17.725		1.5	山田茂兵衛所持地
中田 (56)	159.22	20.7653	256.05	38.425		1.5	
下田 (62)	192.16	21.1787	308.15	40.105		1.3	
下々田(18)	78.07	7.041	127.10	15.28		1.2	
上畑 (23)	92.00	11.04	150.20	18.8		1.248	
中畑 (31)	96.115	9.6383	167.20	20.12		1.2	
小 計	691.155	80.5583	1128.15	150.455	(0.73) 58.8075	91.6475	1.333
上田 (47)	116.125	17.4625	187.05	28.075		1.5	小川権十郎所持地
中田 (11)	53.245	6.9962	84.00	12.6		1.5	
下田 (31)	127.29	14.0763	195.15	25.415		1.3	
下々田(9)	41.185	3.7455	64.20	7.76		1.2	
上畑 (50)	165.085	19.822	268.20	32.184		1.198	
中畑 (7)	23.17	2.3583	38.10	4.6		1.2	
下畑 (10)	22.14	1.7973	35.20	3.5667		1	
小 計	550.04	66.2581	874.00	114.2007	(0.73) 48.3684	65.8323	1.307

注(1) 天保2・11年は「書入証文」、弘化2年は青木家が「紀州御国産総糸売捌所」設立・認可のため「根質」としたもので、安政4年は「高反別取調帳」による。

(2) 本免・下用共の惣物成および加地子米の判明するものは掲げておいた。

第3表 反当普通掬米の変遷(Ⅱ)

耕地名	地種	1869~70(明治2~3)年				1873 (明治6)年		1875~78(明治8~11)年				耕地 番号	等級
		本畝	有畝	掬米	反当 掬米	本畝	掬米	公畝	掬米	反当 掬米			
宮裏	上田	畝 3.125	畝 5.07	石 0.630	石 1.204	畝 3.125	石 0.630	畝 5.08	石 0.632	石 1.200	4380	4	
〃	〃	1.17	2.04	0.256	1.200	1.11	0.250	2.03	0.252	1.200	4346	3	
葭原	中田	4.18	5.25	0.700	1.200	4.18	0.700	5.23	0.690	1.200	4207	8	
〃	〃	10.23	13.00	1.560	1.200	10.21	1.520	13.20	1.640	1.200	3968	9	
〃泉池	下田	4.165	5.28	0.700	1.180	4.165	0.700	6.00	0.720	1.200	3984	13	
〃八ツ嶋	〃	3.02	3.21	0.445	1.203	3.02	0.440	2.28	0.352	1.200	4046	9	
広坪	下々田	2.20	3.16	0.390	1.104	2.20	0.390	3.12	0.374	1.100	3796	12	
〃	〃	7.045	9.065	1.014	1.100	7.045	1.000	9.05	1.008	1.100	3869	16	
葭原 井田	上畑	2.255	4.00	0.440	1.100	2.225	0.440	3.17	0.392	1.099	4079	3	
〃	〃	2.17	3.00	0.324	1.080	2.17	0.320	5.11	0.590	1.099	4066	7	
〃	中畑	0.15	0.20	0.060	0.900	0.15	0.060	0.22	0.080	1.091	4096	6	
〃	〃	0.27	1.08	0.127	1.003	0.27	0.120	1.21	0.187	1.100	4092	4	
〃	下畑	1.28	2.05	0.214	0.989	1.28	0.210	1.29	0.216	1.098	4109	6	
〃	〃	1.065	1.28	0.190	0.983	1.065	0.200	1.25	0.183	0.998	4198	5	
広坪	下々畑	1.225	4.15	0.405	0.900	1.225	0.400	3.27	0.351	0.900	3829	8	
〃	〃	0.17	0.20	0.060	0.900	0.17	0.060	1.12	0.126	0.900	3818	9	
村中	屋敷	2.135	5.095	0.574	1.080	2.11	0.400	6.08	0.627	1.000	4455	3	
〃	〃	1.135	4.28	0.490	0.993	1.135	0.400	4.06	0.420	1.000	4465	3	

注 依拠史料について簡単に説明しておきたい。

- (1) 明治2,3年の「村方田畑掬帳」は地種、位付、本畝、有畝、掬米(普通掬米)、取米(実着掬米)、小作人名の記載があり、3年の「掬帳」を基準としてその後7年までの取米が記されている。
- (2) 明治6年4月改「控地田畑代盛帳」、同年8月「控地田畑券下調簿」は壬申地券発行にかかわる最終的整理をしたものであり、地種、位付、反別、高、掬米、地代金、小作人名が記載され、この反別は本畝で示されている。
- (3) 明治8年作成の「掬取獲取調帳」には、1筆毎の番号、等級、地種、反別、掬米、小作人名および元治元(1864)年から明治6(1873)年まで10年間の取米、同年5月「村方分田畑掬帳」には1筆毎の番号、等級、地種、反別、掬米、小作人名および明治8(1875)年から同11(1878)年までの取米が記載され、反別は公畝(改正反別)で示されている。

小作地の場合、つぎの一例に示すごとく、「地価標目」の目安掬によって決定された中年掬米と、一般的にはそれをはるかに上廻っている普通掬米とが併記され、現実の掬米収取はこの普通掬米を基準としたのである。

二等 (朱書)

字白山
三千九百廿六番

一、田 四畝廿七步 持主 竹内與一郎 ㊦

此収穫米八斗七升二合 小作人 林 徳衛 ㊦

普通掟米七斗三升五合

中年掟米六斗八合

地價三拾五圓四錢 但 金一円ニ付
利米九合六勺三才

現在、筆者が地主制に関する分析をすすめている大野郡高屋村(本巢郡糸貫町高屋)は、かなり高位の生産力を示し、県下でも最先進農業地帯に属しているが、地租改正期、小作料の一斉引上げがなされている。⁽²⁷⁾すなわちこの地方では、地租改正による高額地租負担を小作料引上げによって小作農民に転嫁するという事態がみられる。しかし、安八郡揖斐川以東地域などと同様に、⁽²⁸⁾佐波村を含む厚見郡地方では、地租改正期に小作料引上げはなされず、地主小作の対立抗争は、現実の小作料収取にあたって、普通掟米額を基準とするか否かをめぐって争われている例が多い。⁽²⁹⁾

佐波村での普通掟米額の引上げは、前にみた明治23年小作証書一斉更新のさいに行なわれている。その全般的な具体的内容については判明し得ないが、小作証書例の記載では、田1反5畝18歩にたいし掟米2石2升8合となっており、反当掟米は1石3斗(石三)ということになる。第3表によれば、地租改正期、田(上・中・下田とも)1石2斗(石二)であったから、田反当掟米1斗すなわち8.3%の引上げが行なわれたことを知ることができる。

この普通掟米額の引上げにかんし、翌明治24年1月、「村方小作人不残拙宅(青木家)江参り、掟米ヲ旧ノ通ニ被成下度皆々打揃いおしかけ、警官が「直ニ出張シ説諭ヲ加へ」⁽³⁰⁾という騒動がおこっている。この事態に地主側がどのように対応したかなどについてのくわしい分析は、別稿に譲ることとしたい。

減免慣行 以上は契約小作料としての普通掟米についてみてきたが、年々の掟米収取にあたっては、豊作年を除き検見による減免が行なわれる。当地方では若干筆を選んで「坪切様」(検見)をなし、坪当り予想収穫量を計出し、それにもとづいて当該年度各筆の減免額を査定し、普通掟米額からその分を控除して見立掟米額を決定している。

竹安繁治『近世小作料の構造』によれば、大阪周辺地域においては、契約小作料から年々の減免額を差し引いた、納入予定額としての見立小作料の決定方法として、① 反当予想収穫量・反当見立小作料の査定を通じて収納額を決定する方法、② 右の方式と畝引検見法による減免を併用して徴収額を決定する方法、③ 一定の収納率もしくは減免率をさだめ、契約小作料を基準として徴収額を決定する方法の三つに分類されている。

下佐波村では普通掟米(契約小作料)を基準として減免するが、各筆減免額を査定している(31)ので、上記分類では①・③方式の併用であると思われる。普通掟米額から減免額を控除したその年の納入予定額である見立掟米額が「掟取米帳」に記載され、さらに実際の収納過程において、個々の小作人との関係により、「欠引」・「勘弁」などの名目で小額の減免をしている場合がある。最終的に実納される小作料が実着掟米である。

青木家「諸事日記帳」によれば、1875・76(明治8・9)年に村内検見(「坪切様」)がおこなわれている。その結果を表示したのが第4表である。

明治8年日記帳には「思之外余ケ有之」、同9年には「少々減候分有之」と記しているが、村全体としての普通掟米(田)の減免率は、後に表示することく(第6表)、8年3%、9年4.5%となっている。反別・普通掟米・実着掟米などについて判明する青木家小作人のみをとりあげて、その減免状況と小作料率をみたのが第5表である。8年には、減免がまったくおこなわれず、契約小作料(普通掟米)がそのまま実納小作料(実着掟米)となっている小作人が2人存在している。収量にたいする実納小作料率の平均は、8年65.5%、9年61.3%となっており、こうした高額小作料は、すでに「必要労働部分に迄も喰ひ込

幕末維新时期における地主的土地集積と地主・小作関係(Ⅱ) (丹羽)

第4表 佐波村(下佐波)の検見(坪切様)

	耕地名	小作人	地主	見積	坪当株数	坪当粗収量	反当収量
一八七五(明治八)年	葭原井田	清右衛門	友三	9升取	31.8	升 舍 勺 7 6	石 1.368
	〃 小橋	久三	青木	粗1斗	30.6	1 0 0余	1.800余
	〃 八ツ嶋	夕三	〃	石取	34.2	8 3	1.494
	〃 香田	茂助	林六	9升取	31.0	8 0余	1.440余
	〃 本よし原	六兵衛	山岩	9升取	31.0	7 0余	1.260余
	四反田道角	啓三	青木	芻境	30.5	1 0 0	1.800
	〃 南	啓十郎	山嘉	/	34.8	9 5	1.710
	領毛	倉二郎	小逸	9升取	32.4	8 0	1.440
一八七六(明治九)年	宮西四ツ辻東角	新兵衛	久衛	芻境	32.4	7 3	1.314
	葭原井田西道添	権右衛門	友三	モミ60	37.0	6 6	1.188
	〃 八ツ嶋南道添	祐蔵	久衛	〃 50	33.6	4 4	0.792
	〃 小橋北道添	清右衛門	岩平	〃 40	33.6	3 8	0.684
	〃 本葭原	六兵衛	〃	〃 60	35.2	6 4	1.152
	四反田道添	徳二	久衛	〃 50	36.0	5 0余	0.900余
	〃 〃	啓十郎	逸平	〃 80	36.0	7 0.3	1.265
	領毛	倉二	〃	〃 60	33.0	5 9	1.062
	丸池堂根	庄七	岩平	〃 70	32.4	7 0	1.296
	〃 四ツ辻東角	助十郎	彦四郎	〃 70	31.0	6 3	1.134

注(1) 青木家「諸事日記帳」による。

(2) 粗摺率60%として反当収量を計出している。

(3) 見積の「芻境」とは、普通掬米額をさすものと推測される。

むほどの全剰余労働を吸収する地代範疇，利潤の成立を許さぬ地代範疇⁽³²⁾」を形成しているとみなしてよいであろう。

掬米関係の諸史料により、1864(元治元)年より1879(明治12)年にいたる、青木家村内貸付地の掬米減免率の推移をみたのが第6表である。地租改正過程を通じての諸帳簿記載方法の相違や訂正などにより、若干の誤差は免れない。また明治8~12年の青木家下佐波内貸付地と佐波全村貸付地との減免率には、とくに田の場合、かなりの懸隔が認められる。その理由として、佐波全村の「五ヶ年間厚見郡佐波村普通掬米増減表」には「将来地租再改正ヲ希望スル者ナシ」と記載されていることから、おそらく見立掬米段階での県または郡への報

第5表 青木家小作人の掬米減免と小作料率

	耕地名	反別	小作人	坪当 収量	此米	収量	掬米	減免	実納 小作料	小作料率	反当収量
一八七五(明治八)年	葭原小橋	畝 1.23	久三	升 1	升 0.6	石 0.318	石 0.212	石 0	石 0.212	% 66.7	石 1.8
	〃ハツ嶋	5.11	夕三	0.83	0.498	0.802	0.644	0.134	0.51	63.6	1.494
	四反田道角	5.26	啓三	1	0.6	1.056	0.704	0	0.704	66.7	1.8
	計(平均)	13.00	/	0.94	0.566	2.176	1.56	0.134	1.426	65.5	1.674
一八七六(明治九)年	宮西四ツ辻東角	2.18	新兵衛	0.73	0.438	0.342	0.312	0.026	0.286	83.6	1.314
	葭原ハツ嶋南道添	5.11	祐蔵	0.44	0.264	0.425	0.644	0.429	0.215	50.6	0.792
	四反田道添	5.27	徳二	0.5	0.3	0.531	0.708	0.413	0.295	55.6	0.9
	計(平均)	13.26	/	0.57	0.334	1.298	1.664	0.868	0.796	61.3	0.936

注(1) 青木家「諸事日記帳」,「掬取機取調帳」,「田畑控帳」による。

(2) 掬摺率は60%として計出。

(3) 反別は改正面積=公畝である。

幕末維新期における地主的土地集積と地主・小作関係(Ⅱ) (丹羽)

第6表 青木家掬米減免率の推移(%)

年次	田	畑	計	備考
1864(元治元)	52.3	19.0	47.1	
65(慶応元)	100.0	67.9	95.7	大水害
66(2)	100.0	63.2	95.1	大風水害
67(3)	7.5	8.2	7.6	
68(明治元)	83.2	24.6	75.6	大水害
69(2)	27.0	8.7	24.0	
70(3)	17.4	2.7	14.8	
71(4)	21.5	9.9	19.6	
72(5)	28.8	11.4	23.7	
73(6)	35.0	9.8	31.0	
74(7)	38.3	6.5	33.0	
75(8)	15.8	0.3	13.1	
	3.0	0	—	
76(9)	38.5	0.1	32.0	
	4.5	0	—	
77(10)	15.7	0.1	13.0	
	4.0	0	—	
78(11)	16.2	0.7	13.4	
	6.0	0.5	—	
79(12)	—	—	—	
	20.0	0	—	

注(1) 「掬取穫取調帳」, 明治2・3・8年「村方分田畑掬取」による。

(2) 下佐波村(佐波村下組)内貸付地の集計, 屋敷は畑に含まれている。

(3) 明治8~12年の下段に示した減免率は佐波全村のもので, 「五ヶ年間厚見郡佐波村普通掬米増減表」による。

告用として作成されたものと推測されるのにたいし, 青木家の場合は, 実際の小作料収納過程での, 1筆毎の減免をも控除した実着掬米額を記していることなどによるものと考えられる。しかしながら, この表から, 幕末明治初年の掬米減免率推移の大勢を把握することは可能であろう。全体を概観して, 畑(屋敷を含む)よりは田の減免率はるかに大である。ことに慶応元・2・明治元年は「大水害」を受けており, 畑減免率も大きい, 田の場合, 収穫はほとんど「皆無」の状態であり, 慶応元・2年は連続して掬米全免となっている。輪中地帯に属する村の水害による影響が, いかに甚大であるかを推測することがで

きる。同3年の減免率が最低となっていることについては、前2年間のかかる事情を考慮すべきであろう。明治2年以降の減免率は比較的小さくなり、生産の漸次的安定を推測させるが、とくに8年以降、畑の減免はほとんどなく、ほぼ契約どおりの小作料が收取されるにいたっており、田についても9年を例外として、減免率は20%以下にとどまっている。こうした点からも、明治期本源的蓄積の主幹ともいべき地租改正事業が、地主制形成に大きく作用したということを知ることができよう。

つぎに定免小作料について検討しておこう。1筆毎の普通掬米額が判明する青木家諸帳簿のうち、最も古い1867（慶応3）年「高桑村分田畑掬帳」・1869（明治2）年「村方田畑掬帳」によれば、畑・屋敷はすべて普通掬米額をそのまま「極切」とする定免制をとっている。このことから、佐波村内外を問わず、青木家貸付地のうち畑・屋敷は、幕末期に定免小作料となったものと思われる。慶応3年高桑村分の一例をあげてみよう。

百五拾八		
下	畑貳畝八歩	㊤
一、	畑三畝拾貳歩	㊤ 喜助
	掬貳斗参升八合	㊤ 極切
	卯取米 貳斗参升八合	㊤
	辰取米 壹斗参升	㊤

下

下：畑本畝2畝8歩，有畝（掬畝）3畝12歩の掬米2斗3升8合（反当7斗）が「極切」＝定免となっていて、卯（慶応3）年には、同額の小作料を小作人喜助から收取している。ところが翌辰（明治元）年は凶作のため、定免にもかかわらず減免して取米1斗3升となっている。

1875（明治8）年5月「上組（上佐波）中組（中佐波）分田畑掬帳」によれば、田の一部に年期ぎめ定免があらわれている。その一例をあげてみよう。

二千七百三十八 十（朱書……等級を示す）
 田七畝壹歩 市三郎

石四
掬九斗八升五合

子取米 七斗七升 ㊦ 石一

丑取米 八斗五升 ㊦ 石二

寅取米 八斗七升 ㊦ 石三

右ニ而寅より午迄五ヶ年間極切

田公畝（改正面積）7畝1歩の掬米は「石四」（反当1石4斗）の9斗8升5合であったが、毎年減免して、子（明治9）年7斗7升（石一）、丑（同10）年8斗5升（石二）、寅（同11）年8斗7升（石三）の小作料を小作人市三郎より収取している。そしてこの「石三」8斗7升を、「寅（11年）より午（16年）迄五ヶ年間極切（定免）」としているのである。その他の例にも、「寅年ヨリ石三定極メ辰迄」、「寅ヨリ壱割引之定極メ……五ヶ年之間極置候」などの記載がみられる。上・中佐波より購入した青木家貸付地のなかには、「石五」・「石四」の普通掬米をそのまま実着掬米としている例もあるが、多くは年々の減免による実収額を勘案して、普通掬米より割引した掬米額を年期定免とし、凶作年にも減免しないことを原則としたのである。もっとも一定程度以上の減収の場合は、定免制であっても減免がなされたことは、前記畑定免の例にみたとおりである。

未進処理 これまでみてきたように、青木家「掬取米帳」には、検見による減免額を普通掬米額から控除した見立掬米額が記載され、そのまま実着掬米となっている場合と、若干の用捨引を受けている場合とが存在する。さらに見立掬米額が査定されつつ収納されず、未進に終わった場合にかかわる記載がなされている。ここでは未進にたいする処理方法についてみておきたい。

未進掬米は原則として「元米」として固定化され、利（息）米が加えられて翌年「新帳江出」される。ただし1855（安政2）年の「掬取米帳」では、利米は計上されていない。一例をあげておこう。

中（中佐波）
源 蔵

壹石三斗八升 よし原

元米ニ而
貳升三合四勺 寅不足米
メ壹石四斗三合四勺

内
壹斗 糯米入
壹石貳斗 米納

差引
壹斗三合四勺 不足 新帳江出ス

しかし一般的には未進「元米」に利米が加重されている。つぎに示すのは1859（安政6）年の例であるが、前年の未進元米3斗1升4合に利米8升7勺が計上されており、利子率は年2割5分7厘の高率となっている。

与三右衛門

一、五斗四升 宮裏畑
一、三斗貳升四合 葭原畑
一、貳石七斗五升四合 同所十ヶニ而
一、三斗壹升四合 午不足
未リ八升七勺

メ四石壹升貳合七勺

内
三石六斗 米納

金貳分貳朱ト三百七十貳文 金納

此米四斗壹升貳合七勺

メ四石壹升貳合七勺

済

ところで注目すべきことは、1863（文久3）年、未進元米に利子率年3割6分3厘の利米を加算している例と並んで、利米を加えていないもの、およびつぎに示すごとく、元利米が未進元米より減少して、翌年の「新帳へ出」され「皆済」されている例が存在することである。

喜左衛門

一、四斗六升 玄番堤下

（中略）

ノ四石貳斗貳升
 外ニ
 三斗七升貳合四勺 去戌不足元リ
 合四石五斗九升貳合四勺
 内
 四石 米納
 差引
 五斗九升貳合四勺 不足
 元リ
 五斗三升七合五勺 新帳へ出ス

翌1864（元治元）年の「掬取米帳」には、未進5件がみられるが、すべて元利米が元米より減少している。また同取米帳の表紙裏に、「亥（文久3）年拾両ニ拾五俵替、元リ九斗〇壺合三勺子（元治元年）拾壺俵三ト」と記されており、未進1石の元利が9斗1合3勺であることを示しているものと思われる。

以上の事態は、いかなる理由に基づくものであろうか。おそらくは、さきにもみたごとく、下佐波村では、この時期に普通掬米（契約小作料）が減額され、それに照応しての見立掬米額査定による取米額の減少、したがって未進掬米額の引下げをもたらした結果によるものと思われる。このことを推測し得るとみなされる一例をあげておこう。

助七

一、四斗壺升四合 岩間戸畑式ヶ所
 一、壺升四合 去亥不足
 （文久3年）
 ノ四斗貳升八合
 内式斗八升九合壺勺 入
 子年ノ岩間戸掬七ト取ニ成ル 尤村極メ
 （元治元年）
 壺升四合七勺 不足
 元リ八合八勺 新帳へ出ス

文久～元治期頃より小作料や未進分の金納が増加しており、またその未進金

が「かし」として「貸金帳」に転記されている例が存在している。この場合の米・金換算比率は、村方できめられた小作値段によっているようである。

以上みてきたごとく、幕末のこの時期、地主・小作の対立抗争を背景として、年々の減免状況を勘案し、普通掬米・見立掬米額の減額、したがって未進掬米額の引下げをもたらしたことは、それだけ当時の生産力発展段階に即応させたものであり、いまだ極めて不安定性を認めるとしても、地主制形成の初発段階に達したとみなし得るであろう。ところが掬米未進は、一般的には零細経営の小作貧農層に多く、かつ全額未進の場合、減免は認められていないので、一旦未進となると、その返済は容易ではない。未進部分にたいする若干期日の延納や、保証人などによる弁償支払いなどもなされているが、そうした手段をとることができず、全額未進が2年におよべば、小作地引上げとなり、「掬取米帳」には未進部分に関することのみが記載されている。

たとえば、1859（安政6未）年見立掬米額1斗4升の小作地を耕作して未進となった増蔵は、1861（文久元酉）年には小作地引上げとなり、「去々末年草場元米壹斗四升之分」の未進元利米1斗9升7合（文久3年2斗3升5合9勺）のみが記されており、また文久元酉年見立掬米額5升の小作地を耕作して未進となった五右衛門は、2年後の同3亥年には小作地引上げとなり、「酉不足元米五升分」の未進元利米6升1合8勺が記されている。青木家に残されている「掬取米帳」の最後の1873（明治6）年にいたるまで、両者とも全く無利子であり、上記と同一の記載がなされている。その後については不明であるが、おそらくこの未進米徴収は不可能であったと思われる。文久元年、増蔵・五右衛門とも無高、村内級位は下々、極難者に属しており、前者の借受地は7反、1ヵ月間の手業稼は日雇・糸延・農業道具造りなどで180文、後者の借受地は7反5畝、1ヵ月の手業稼は糸延・わらんじ・農業道具造りなどで300文となつており、⁽³³⁾ここには典型的な半プロ小作層としての存在形態をみることができるであろう。

第7表は、青木家「掬取米帳」により明治初年佐波村の村相場・金納相場・

幕末維新时期における地主的土地集積と地主・小作関係(Ⅱ) (丹羽)

第7表 村相場・金納相場・掬米未進利子率

年次	村相場 (10円ニ付)	金納相場 (10円ニ付)	未進元利 (1石ニ付)	利子率
1870(明治3)	俵石 4.2(1.68)	俵石 3.8(1.52)	石 1.6579	0.6579
71(4)	7.7(3.08)	7.2(2.88)	2.2	1.2
72(5)	7.5(3.00)	7.5(3.00)	1.22	0.22
73(6)	5.2(2.09)	5.2(2.09)	1.2	0.2
74(7)	—	—	1.12	0.12
75(8)	—	—	1.12	0.12

注(1) 「掬取米帳」による。

(2) 未進元利・利子率について、明治3・4年の場合は「掬取米帳」の表紙裏に記載されているものを示し、その他の年次の場合は、具体的事例から計出し、小数点以下第3位を4捨5入して掲出した。

掬米未進利子率をみたものである。未進分を金納する場合は、個別事例で若干異なることもあるが、ほとんど村相場によっている。明治3・4年の村相場は金納相場より安くなっているの、それだけ未進分金納は小作人にとって有利といえよう。ところが未進利子率は、3年が年6割5分余、4年にいたっては年12割という驚くべき高率となっている。かかる高利子率がいかにして実現したのか、また当時小作人の存在形態はどうであったかについては今後の課題とし、ここでは連続未進を出し、上記高利子率の適用を受けた一事例のみを、1870(明治3年)年の「掬取米帳」よりとりあげて示しておこう。

佐太郎

- 一、三石九升 角田 三反廿七ト半
- 一、八斗八合九勺 昨巳(明治2年)不足元リ 元四斗八升七合九勺
- メ三石八斗九升八合九勺
- 米六俵 十二月廿八日入
- 同式俵 三月九日専吉江渡ス
- メ三石式斗入
- 引而六斗九升八合九勺 不足
- 元リ壹石五斗三升七合六勺

未（明治4年）帳ニ出ス

明治5年以降未進利子率は、年2割2分、2割、1割2分と低下している。さきにみた明治7年11月作成の「田畑擬請作規則第五條」（『名森村史』）には、「未進ニ相成候節壹ヶ月金壹圓ニ付金壹錢利足相加へ」と規定している。年利に換算すれば1割2分であり、前記利子率と一致する。地租改正期、当地方では、ほぼこの未進利子率が一般的であったと思われる。

- 注(1) 下佐波村は、1872(明治5)年、上・中佐波村と合併して佐波村となっているので、以後佐波村下佐波または下組と呼ばれている。
- (2) 拙稿「近世土地移動の時代的性格」（『岐阜経済大学論集』第7巻第2号）。
- (3) 1840（天保11）年高桑村の本免（口米とも）は石高の0.47であるが、諸懸り村入費を含む合免は1.0748とはなはだ高免となっている。「免割帳」によれば、下佐波村の本免は各年0.4429、合免は天保10年0.791475、同12年0.7286478となっており、中佐波村同8年の本免0.453623、合免0.64667となっている。以上の例からみて、高桑村の歎願書が、「外村カハ式ッ四五ト程も高免=御座候」と述べていることは、ほぼ妥当しているとみなされる。
- (4) 坂井好郎「岐阜県安八郡揖斐川以東地域における地主小作関係の展開過程」（上）（『名城商学』第23巻第4号）、「岐阜県小作慣行調査」（土屋喬雄編『大正十年府県別小作慣行調査集成』上 577頁）、大正元・10年岐阜県下各郡町村「小作慣行調査書」（岐阜県立図書館所蔵）等。
- (5) 注(2)に同じ。
- (6) 「美濃國地租改正記録乾」（徳川林政史研究所所蔵）。
- (7) 1876（明治9）年「諸事日記帳」。
- (8) 坂井好郎前掲論文、『岐阜県史』通史篇近代 中 298頁。
- (9) 「田畑宅地小作人請作規則之證」（安八郡輪之内町片野家文書）。
- (10) 岐阜県下の込米慣行については、坂井好郎前掲論文、『岐阜県史』通史篇近代 下、671—72頁などにくわしい。下佐波村はじめ厚見郡下諸村では、1俵につき2升（石当5升）が一般的であった。
- (11) 青木家は日置江村地所購入にさいし、つぎのごとき計算を行なっている。

〆峯町式反九畝四ト 日置江良齊方地所

地価金四百五拾三円七拾六錢

掬米壹反ニ付石五斗ノ割

石二

掬米拾五石四斗八升

此俵三拾七俵ト六升八合

四〇（1俵4円）

代金百四拾八円

租税七掛 三拾壹円半

引テ 百拾六円半 益金

代金貳千円也

石三

掬米拾六石七斗七升

此俵四拾貳俵

四〇二十五〇（1俵4円25銭）

代百七拾八円五拾銭

租税七掛 三拾壹円半

引テ 百四拾壹円 益

(12) 「公私日誌」

- (13) 明治末期以降については、本稿での分析範囲を逸脱するが、今後の研究課題としてここに若干ふれておきたい。佐波村青木家では、1891（明治24）年以降小作証書の一斉書替は行なわれず、明治末年には、再び小作契約は「口約」によったものと思われる。「佐波村小作慣行調査書」によれば、1912（大正元）年すでに小作契約は「口約ニヨル」とされており、1921（同10）年には、その「原因トシテハ、小作間ニ近來新思想ノ流入セシニ因リ、昔時ト甚ダシク其趣キヲ異ニシ、何事ニ対シテモ極メテ強剛トナリ、地主ノ複雑ナル条件ニ従ハズ、小作者ヲシテ強從セント欲セバ、終ニ双方ノ融和ヲ欠キ問題ヲ惹起スルニ至ラン」と記している。また佐波村の属する「稻葉郡小作慣行調査書」（同10年）によれば、「口約」の多くなった「原因ハ各種商工業及ビ交通ノ發達等ニ依リ転業シ、相当利益ヲ得ルモノ多クシテ、之ニ比シ、小作農ハ利益尠ク且ツ一般小作人ノ教育ノ普及セラレタルタメ、各義務条件ヲ附セル書面契約ヲ希望セズ、簡單ニ口約ヲ希望スルニ至レリ」と述べている。

独占資本主義段階への移行期において、小作争議の頻発、小作農民の転業・賃労働者化の促進などにより、従来の地主・小作関係が転換過程に入ったことを反映しているのではないと思われる。

- (14) 農地制度資料集成編纂委員会編『農地制度資料集成』第1巻、163頁。

- (15) 同上書 877—78頁。

- (16) 「認定永小作」問題と関連し、中村哲氏は、丹羽邦男氏がその著『形成期の明治地主制』において、近世地主制と明治以降の地主制との差を専ら領主規制の側面から追求していると批判し、幕末期と明治期との「地主制の構造変化は、それを日本におけ

る本源的蓄積の一環として、とくに小作経営の側面から追求す」べきであると強調している（『明治維新の基礎構造』399—400頁）。

筆者としては、本源的蓄積過程が封建制より資本制への移行過程における資本・賃労働の創出過程と規定されるとすれば、形成期地主制の構造的変化をみるためには、領主規制の側面とともに、本源的蓄積過程の一環としての分析も不可欠であり、両者は総合的に追求されるべきであると考えらる。

- 17) 『地方凡例録』上巻によれば、永小作とは「自分所持の田畑を年季も取極ず数十年間小作致さするを云、永小作は地主にて謂れなく地面を取上、外の者へ作らする儀八成がたし、若し小作米滞りし節、地主より訴へ出れば小作米ハ吟味の上、定法通り済方を申付、小作ハ前の通り致さす」ものであり、名田小作が「廿箇年以上になれば永小作に准ず」るのである。
- 18) 丹羽邦男前掲書、中村哲前掲書参照。
- 19) 拙稿「幕末維新期における農民諸階層の存在形態」（『岐阜経済大学論集』第5巻第3号）。
- 20) 村明細帳記載の小作料額は、領主への申告用として「明細帳の基準とする面積即ち台帳面積一反当りの数字として機械的に併記したもので、……実際のそれよりも一・二割方低くなっている」（竹安繁治『近世小作料の構造』）。
- 21) 注(6)に同じ。
- 22) 『岐阜県史』通史篇近世 上、1027—28頁。
- 23) 安八郡揖斐川以東地域（御寿三村）においては、掟米賦課の基準反別を旧来の「掟畝」から改正反別＝「公畝」に変更したのは、1886（明治19）—87年、掟米増額を契機としてはじめて行なわれている（坂井好郎前掲論文）。
- 24) 高桑村では田反当普通掟米1石2斗～1石3斗（1867（慶応3）年「田畑掟帳」）、上・中佐波村では同1石2斗～1石5斗（1875（明治8）年「田畑掟帳」）となっており、いずれも下佐波村より高額にきめられている。上・中佐波村などで、土地生産力や年々の減免などを勘案して、従来の普通掟米額を下廻る額で年々きめ定免制をとったのはこのためであろう。
- 25) 拙稿「改租過程における地価決定の具体的経過」（『歴史学研究』第285号）。
- 26) 岐阜市茜部支所蔵。
- 27) 「村方并入作共掟米改正証書」・「地租改正後掟米ニ付熟談証文」（本巣郡糸貫町高屋古田家文書＝岐阜大学博物館蔵）。
- 28) 坂井好郎前掲論文。
- 29) 注(25)に同じ。
- 30) 注(12)に同じ。

幕末維新时期における地主的土地集積と地主・小作関係（Ⅱ）（丹羽）

③1 記

貴殿御控地之内私共請地仕居候処、田方立毛御見立被成下、不作之分普通掬米之内引御計算済ニテ、左之名前上ニ記載之如ク、当明治九年田方請地掬米員額之通御取極メ被成下、且私共承諾仕候ニ付、来明治十歳一月十五日迄ニ無相違米納可仕候、尤俵拵之儀者、御定規之通入念可仕依テ致請印置候也

但若シ毛落或ハ重複等有之候節ハ、後日御改可被下候事

明治九年

林 惣平 ④

（外19名略）

③2 山田盛太郎『日本資本主義分析』191頁。

③3 注①9拙稿第8表-V。